

＜対策のポイント＞

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、障害者等の雇用・就労に配慮した**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、現場の課題に即した**都道府県の取組**、多世代・多属性の交流・参加の場となる**ユニバーサル農園の開設**等を支援します。

＜事業目標＞

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農福連携支援事業

障害者等の**農林水産業に関する技術習得**や**作業工程のマニュアル化**等を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】

2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した**生産施設**や**安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備**を支援します。
【事業期間：最大2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

3. 普及啓発等推進対策事業

農福・林福・水福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、**農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成**、**農林漁業者や福祉事業者等からなる現場レベルの推進体制の強化**等を支援します。
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

4. ユニバーサル農園導入事業

多世代、多属性の人々が農業を通じた交流・参加の場として利用し、生きがいづくりや癒しの提供等の効果もたらす**ユニバーサル農園の試行運用**及び**開設に必要な施設等の整備**を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円）、1/2（上限1,000万円）】



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



作業マニュアル作成



農業生産施設
（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



処理加工施設



優良事例の表彰



人材育成研修



園地、園路整備



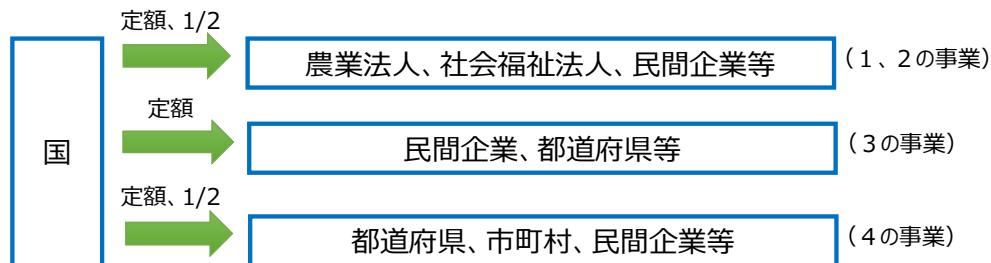
休憩所



体験農園の管理

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

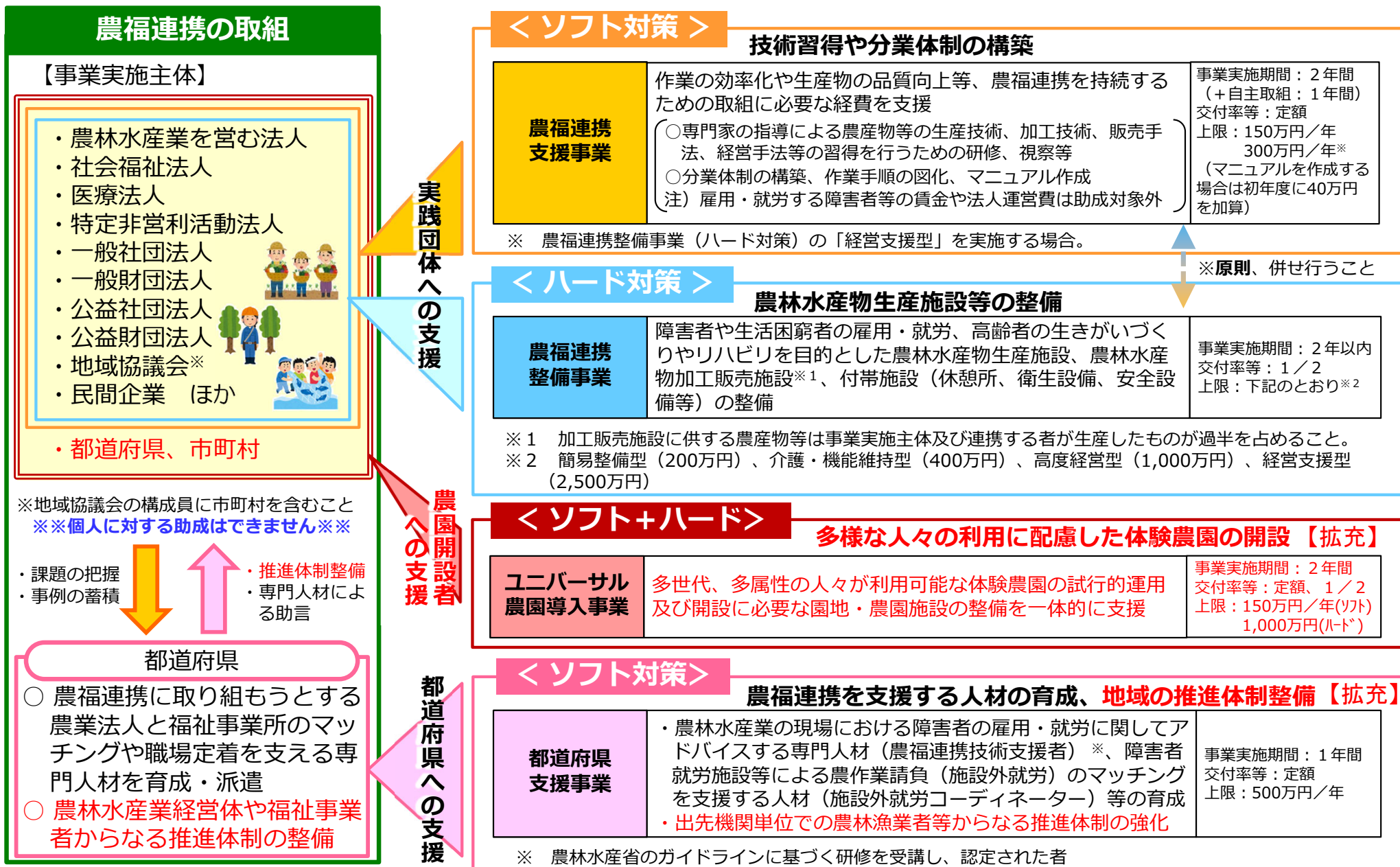


（関連事業）優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業・経営体づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業 等

農山漁村振興交付金（農福連携対策）

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成や地域の推進体制の強化を支援



＜ソフト対策＞

技術習得や分業体制の構築

農福連携支援事業	作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組に必要な経費を支援 ○ 専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等 ○ 分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成 （注）雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外	事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間） 交付率等：定額 上限：150万円/年 300万円/年※ （マニュアルを作成する場合は初年度に40万円を加算）
-----------------	---	--

※ 農福連携整備事業（ハード対策）の「経営支援型」を実施する場合。

＜ハード対策＞

農林水産物生産施設等の整備

農福連携整備事業	障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設、農林水産物加工販売施設※1、付帯施設（休憩所、衛生設備、安全設備等）の整備	事業実施期間：2年以内 交付率等：1/2 上限：下記のとおり※2
-----------------	---	--

※1 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。
 ※2 簡易整備型（200万円）、介護・機能維持型（400万円）、高度経営型（1,000万円）、経営支援型（2,500万円）

＜ソフト+ハード＞

多様な人々の利用に配慮した体験農園の開設【拡充】

ユニバーサル農園導入事業	多世代、多属性の人々が利用可能な体験農園の試行的運用及び開設に必要な園地・農園施設の整備を一体的に支援	事業実施期間：2年間 交付率等：定額、1/2 上限：150万円/年(ソフト) 1,000万円(ハード)
---------------------	---	--

＜ソフト対策＞

農福連携を支援する人材の育成、地域の推進体制整備【拡充】

都道府県支援事業	・ 農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアドバイスする専門人材（農福連携技術支援者）※、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）等の育成 ・ 出先機関単位での農林漁業者等からなる推進体制の強化	事業実施期間：1年間 交付率等：定額 上限：500万円/年
-----------------	---	-------------------------------------

※ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

○ このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進。

※朱書きが拡充事項

ユニバーサル農園導入事業について

- 身近で農業に参画できる市民農園の活用を通じて、多世代・多属性の交流・参加の多様な場を農業を通じて生み出すとともに、様々な社会的な課題の解決にも資することを目的としたユニバーサル農園の導入を推進する。
- 農業の持つ様々な機能を国民に一番近い都市農業の場で提示することで、農業に対する国民理解の増進につなげる。

ユニバーサル農園の開設スキーム


多様な開設者

NPO法人
社会福祉法人
民間事業者
農業者
都道府県
市町村 等

開設

市民農園(農業体験農園)の形態で開設

- 農業を接点として多属性が関わる場としての農園
- 農園に参加することで様々な効果が見込まれる




見込まれる効果

- 予防・リハビリの効果(生きがいづくり)**
農作物の栽培や販売、利用者同士の交流による生きがいづくり等を通じ、介護予防や、高齢者、障がい者等の健康増進・社会参加を図るとともに、高齢者、障がい者等へのケアのためにリハビリ等の場を提供
- 癒しを提供する効果(精神的健康の確保)**
農業の持つ癒しの効果を通じ、精神的不調により休職している社員等のリワークなど、企業の社員等の精神的健康の確保を図る機能を提供
- 社会参加を促す効果(協同体験、職業訓練の場)**
農作物の栽培や販売、それらを通じた協同体験を通じ、ひきこもりの方など働きづらさを抱える若年・現役世代の社会参加の場や、就農へのチャレンジに向けた技術を習得する場(職業訓練の場)を提供
- 学びを促す効果(農業体験の場)**
学生ボランティア等の参画や学校からの協力を得て、子どもが農業を体験的に学ぶ場の提供や、生産された農産物の子ども食堂等への提供を通じた食育の機会を提供

幅広い参加・農地の利用

多様な参加者

高齢者
障がい者
困難を抱える若年・現役世代
学生ボランティア
子ども



副次的な効果


- 生産された農産物を子ども食堂、フードバンクに提供(食育、食の支援)
- 余った農産物を農園の庭先等で販売(生きがいづくり)
- 農業を身近に感じることによる、就農者の増加

専門的サポート

- 【福祉】福祉等の専門職による農園への参加者への支援
- 【農業】地元JAや普及所、農家のOB等による栽培方法の指導への協力

ユニバーサル農園導入事業により開設を支援

全国数か所において導入を進めるためのモデル事業を実施(農作業の指導者の確保等のためのソフト事業、農園の整備や付帯施設(トイレ、休憩スペース等)の整備のためのハード事業)



都道府県支援事業の見直しについて

- 都道府県支援事業のうち、農業者向け普及啓発については令和3年度限りの支援としていたところ。
- 農福連携取組を一層推進するため、都道府県における専門人材の育成を引き続き要求。
- あわせて、出先機関を単位とした推進体制（地域コンソーシアム）の強化を拡充。

令和3年度

- ・ 農林水産業経営体及び関係団体向けの普及啓発
- ・ 農福連携技術支援者等の専門人材の育成・派遣※1

令和4年度

- ・ （令和3年度までで終了）
- ・ 農福連携技術支援者等の専門人材の育成・派遣※1
- ・ 農林水産業経営体や福祉サービス事業者、関係団体からなる現場レベル※2の推進体制の整備



※1 農林水産業の現場における障害者の雇用又は就労に関して農林水産業経営体、障害者就労施設の指導員、障害者本人に対し障害特性を踏まえた具体的な実践手法等をアドバイスする者の育成及び派遣

障害者就労施設等による農作業の請負等（施設外就労）のマッチングを支援する者等の育成

※2 都道府県出先機関管区単位を想定